大個審第6-1号 (答申第31号) 平成14年7月30日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会 会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成14年6月12日付け市第359号で諮問のありました改正住民基本台帳法 (平成11年法律第133号。以下「法」という。)の施行に伴う本人確認情報の提供 に係る大阪府個人情報保護条例 (平成8年大阪府条例第2号。以下「条例」という。) 第8条第3項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項を実施するとともに、個人情報の保護に十分留意した運用に努めることを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 漏洩防止措置の徹底など当該システムのセキュリティ対策に万全を期すること。
- 2 本人確認情報について、府はもとより情報を提供する指定情報処理機関等においても適正な管理が確保されるよう図ること。
- 3 住民票コード等に関する住民からの苦情について、迅速かつ適切な処理を行うための体制の整備を図ること。
- 4 自己情報のコントロール権を確保し、さらなる個人の権利利益の保護を図るため、 本審議会が別に行う建議を踏まえ、今後、本人確認情報の保護に関する方策の実施 の検討を進めること。